

令和7年度

第4回

上越市地域公共交通活性化協議会

議案書

(書面協議)

日 時

令和7年9月1日(月)から
令和7年9月8日(月)まで

板倉区における予約型コミュニティバスについて

1 要旨

中山間地域に暮らす高齢者の通院や買物、高校生の通学において、利用しやすい移動手段を確保するため、令和7年4月から板倉区において実証運行を開始した予約型コミュニティバスについて、令和7年9月29日(月)から本運行に移行することについて協議するもの。(※当初は令和7年10月1日(水)本運行移行を予定)

2 実証運行の結果

資料1 (資料P1、2) のとおり

3 本運行への移行

実証運行の結果、利用が昨年度より増加していることから、基本的な運行内容は現状を維持した上で、9月29日(月)より本運行に移行する。なお、今後も利用実態を把握し、より地域の需要に即した持続可能な運行内容とするための改善を図っていく。

《参考》 現在の運行内容		
運行	運行区域	板倉区全域
	根拠法令	道路運送法第79条（自家用有償旅客運送）
	運行日	毎日（元日を除く）
	運行時間	午前6時30分～午後7時30分
	乗降場所	停留所（板倉区内63ヶ所）
	運賃	大人300円、高校生・中学生200円、小学生100円、未就学児 無料 （障害者割引あり）
	支払方法	現金、回数券、定期券
予約	予約方法	電話・WEB（オンデマンド交通システム「コンビニクル」を活用）
	受付日	電話は平日（祝日及び年末年始を除く）、WEBは毎日
	受付時間	午前7時～午後7時
	受付期間	乗車を希望する日時の10日前～当日の1時間前
	キャンセル	乗車時間の1時間前まで
	上限数	1人当たり10件まで

上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

1 要 旨

令和7年度及び令和8年度における地域内フィーダー系統確保維持計画を変更する必要が生じたため、変更内容について協議を行うもの。

【地域内フィーダー系統とは】

鉄道駅又は合併前の旧市町村をまたいで運行している幹線バスに接続する支線のこと。

【地域内フィーダー系統確保維持計画について】

地域における移動手段の確保のため、地域内フィーダー系統（支線系統）の運行系統、運行方法等を定める計画で、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けるとに当たり、国土交通大臣の認定を受ける必要があるもの。

2 計画変更の概要と理由

【令和7年度計画】

「板倉区予約型コミュニティバス」を計画に追加する。

<変更理由>

「板倉区予約型コミュニティバス」について、実証運行終了後の本運行開始日を当初予定した令和7年10月1日(水)^{※1}から、令和7年9月29日(月)^{※2}に変更することから、本系統を計画に追加するため。

※1 … 令和8年度の事業期間に属する日

※2 … 令和7年度の事業期間に属する日

【令和8年度計画】

「板倉区予約型コミュニティバス」の運行予定期間の記載を修正する。

<変更理由>

上記と同様に、本運行開始日が当初の予定から変更となったため、当該箇所の記載を修正するもの。

4 変更内容

- ・ 令和7年度計画 資料 2-1 (資料 P3～14) のとおり
- ・ 令和8年度計画 資料 2-2 (資料 P15～26) のとおり

5 その他

計画の提出に当たり軽微な修正が必要となった場合には、事務局において修正を行いますので、あらかじめご了承ください。